

# 「スマート建設推進事業費補助金」

## 募 集 要 領

### 【問い合わせ先】

広島県土木建築局技術企画課 技術総務グループ

住 所：〒730-8511 広島市中区基町10番52号

電 話：082-513-3853

F A X：082-223-3593

E - mail：dogikikaku@pref.hiroshima.lg.jp

令和8年10月

広島県土木建築局技術企画課

## 第1 趣旨

この要領は、スマート建設推進事業費補助金交付要綱（以下「**要綱**」という。）に定めるスマート建設推進事業費補助金（以下「**補助金**」という。）について、要綱第18条の規定に基づき、交付に関する必要な事項を定めるものです。

## 第2 制度の目的

この補助金は、人手不足の深刻化や物価高などにより厳しい経営環境にある建設業者に対し、デジタル技術・製品への投資を支援し、建設業における生産性向上を推進することにより、地域の安全・安心や経済を支える建設業の維持・確保を図ることを目的とします。

## 第3 補助金の申請者

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の**全ての要件を満たす必要**があります。

- (1) 中小企業事業主※であって、広島県内に主たる営業所を有すること。
- (2) 補助金の交付申請時において、広島県建設工事等入札参加資格を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。
- (4) 会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づいて再生手続の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、広島県知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (5) 県税の滞納がないこと。

※ 「中小企業事業主」とは、その資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主をいいます。

## 第4 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次の**全ての要件を満たす事業**です。

- (1) 申請者が**令和8年10月19日（月曜日）から令和9年3月31日（水曜日）までの間に中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）（以下「国補助金」という。）の交付申請**を行っており、かつその後、当該申請について交付決定を受けていること※<sup>1</sup>。
- (2) 補助金の交付決定日以後に着手※<sup>2</sup>する事業であること。
- (3) **国補助金の額の確定通知日（補助金における「完了日」）が令和9年12月28日（火曜日）以前**であること※<sup>3</sup>。
- (4) 補助金及び国補助金以外の補助金等の交付を受けて行う事業でないこと。

※1 同一事業者による補助金への申請は1回限りです。

※2 着手とは、補助対象製品に係る契約、発注（注文）その他購入及びそれに伴う導入に係る確定的な行為を行うことをいいます。制度若しくは製品に関する相談、仕様の検討又は見積書の取得等の実施のみでは、着手に当たりません。

※3 補助対象事業は、**令和9年12月28日（火曜日）までに国補助金に係る額の確定通知を受ける必要があります。**

## 第5 補助金対象経費等

### (1) 対象となる測量機器

国補助金の製品カタログにおいて、以下の製品カテゴリに登録されている省力化製品

| No.   | 製品カテゴリ名                         |
|-------|---------------------------------|
| 2-7-1 | 測量機（自動視準・自動追尾機能付き高機能トータルステーション） |
| 2-7-2 | 地上型3Dレーザースキャナー                  |
| 2-7-3 | G N S S測量機（R T K）               |
| 2-7-4 | 写真測量用ドローン／L i D A R測量用ドローン      |

※ 上記製品を申請者が購入する場合に限ります。サブスクリプション、リース、レンタル等により導入する場合は対象外です。

※ 上表カテゴリに該当する種類の機器であっても、国補助金の製品カタログに登録されていない製品は対象外です。

※ 国補助金の交付決定を受けていても、補助金の交付決定前に着手した場合は補助対象にはなりません。

### (2) 対象となる経費

国補助金において補助対象と認められた以下の全ての経費

① (1)に示す測量機器の購入に要する経費

② ①に伴う機器の設置作業、運搬、動作確認及びマスタ設定等に要する経費

### (3) 補助率

2分の1

### (4) 補助金の交付申請時の補助金額

次の①、②のうちいずれか低い額

① (国補助金交付決定で認められた補助対象経費－国補助金の交付決定額) × 1 / 2

② 250万円

※ 千円未満の端数は切り捨て

※ 消費税及び地方消費税を除く。

### (5) 補助金の実績報告時の補助金額

次の①から③までのうち最も低い額

① (国補助金の額の確定における補助対象経費－国補助金の確定額) × 1 / 2

② 250万円

③ 補助金の交付決定額

※ 千円未満の端数は切り捨て

※ 消費税及び地方消費税を除く。

## 第6 補助金の交付申請等

### 1 交付の流れ

- (1) 国補助金の交付申請（R8.10.19～R9.3.31）【申請者】  
↓
- (2) 国補助金の交付決定【国】  
↓
- (3) 広島県電子申請システムにより補助金の交付申請（R8.10.19～R9.6.30）【申請者】  
↓
- (4) 審査・補助金の交付決定通知【県】  
↓
- (5) 補助事業の実施（契約・発注、納品、支払等）【申請者】  
↓
- (6) 国補助金の実績報告・額の確定通知【申請者・国】  
↓
- (7) 広島県電子申請システムにより補助金の実績報告【申請者】  
↓
- (8) 補助金の額の確定通知・補助金交付【県】

### 2 書類提出方法

**交付申請書及び実績報告書の提出は、広島県電子申請システムにより行ってください。**

電子申請システムにおける書類提出方法は、「**広島県電子申請システムでの書類の提出方法等について**」を参照してください。

### 3 申請受付期間

**令和8年10月19日（月曜日）から令和9年6月30日（水曜日）まで**の間、随時受け付けます。

※ **申請は先着順とし、交付決定額が予算額に達すると見込まれるときは、受付期間内であっても受付を終了します。**

※ 必要書類がすべて記載・提出された時点で申請を受け付けます。

### 4 提出書類一覧（交付申請）

- (1) 電子申請フォームへ必要事項を入力の上、当該フォームから次のファイルを **PDF ファイル**でアップロードして提出してください。
  - ・ 補助金の交付申請書（要綱別記様式第1号により作成・PDF化）
  - ・ 誓約書（要綱別記様式第2号により作成・PDF化）
  - ・ 県税の納税証明書の写し（納税証明書をPDF化）※<sup>1</sup>
  - ・ 国補助金（中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型））の交付決定書の写し（国補助金の交付決定通知書をPDF化）
  - ・ 省力化効果判定シートの写し（国補助金申請で提出したExcel（国補助金指定様式）をPDF化）
  - ・ 履歴事項全部証明書※<sup>2</sup>（国補助金申請で提出した資料をPDF化）

※<sup>1</sup> **4(2)に定める方法により、書類の提出を不要にすることが可能です。**

※<sup>2</sup> 法人の場合のみ要提出

## (2) 県税の納税証明書の写しの提出について

電子申請システムにおいて、以下を実施した申請者については、この書類の提出は不要です。

- ・ 県税の納付の未納（徴収猶予及び納期限未到来による未納を除く。）がないことの誓約
- ・ 補助金事務担当部署から税務担当部署に申請者の広島県税の納税状況を確認し、その結果を補助交付申請の要件審査に利用することに対する同意

※ 詳細は、「広島県電子申請システムでの書類の提出方法等について」を参照してください。

## 5 交付決定

申請者から提出される申請書類等により、申請内容を審査の上、知事が補助金の交付決定を行います。

なお、申請者が、要件を満たしていないにもかかわらず、補助金の交付決定を受けていたことが判明した場合は、その決定を取り消します。

また、補助金の交付の決定を受けた後に、事情変更により要件を満たさなくなった場合は、その決定の全部又は一部を取り消す場合があります。申請後に資格の失効、組織再編、国補助金の取消しその他要件に影響する変更が生じた場合は、直ちに県へ連絡してください。

## 6 申請の取下げ

5の交付決定を受けた者（「補助事業者」という。）が、申請を取下げの場合は、補助金の交付決定通知を受けた日から起算して30日以内に、取下届出書（要綱別記様式第5号）を提出してください。

## 7 事業内容の変更

補助事業者が、交付決定を受けた事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は、あらかじめ国補助金の計画変更等の承認を受けた上で、変更承認申請書（要綱別記様式第6号）を提出して、知事の承認を受けてください。ただし、次にあてはまらない軽微な変更については、変更承認申請書の提出は不要です。

- (1) 補助金の増額を伴う変更
- (2) 補助金の20%を超える減額を伴う変更
- (3) その他、国の変更交付決定を受けた変更

## 8 事業の中止及び廃止

補助事業者が、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（要綱別記様式第7号）を提出してください。

## 9 実績報告書の提出

国補助金の額の確定通知を受けた日（補助事業の完了日）から2週間以内に、広島県電子申請システムから実績報告を行ってください。

※ 令和9年3月31日現在で補助事業が完了していない場合は、令和9年4月14日（水曜日）

**までに年度終了実績報告書（要綱別記様式第8号）の提出が必要です。**（対象者には県から別途案内します。）

## 10 提出書類一覧（実績報告）

電子申請フォームへ必要事項を入力の上、当該フォームから、次のファイルを PDF ファイルでアップロードして提出してください。

- ・ 補助金の実績報告書（要綱別記様式第6号を作成し PDF 化）
- ・ 契約書又は注文書（資料を PDF 化）
- ・ 納品書（資料を PDF 化）
- ・ 納品機器の設置及び使用の状況が分かる写真（JPEG、PNG、BMP 形式の写真データ）
- ・ 請求書（資料を PDF 化）
- ・ 支払いの証明書類（資料を PDF 化）
- ・ 国補助金の額の確定通知書（資料を PDF 化）
- ・ 口座振替依頼書（要綱別記様式第7号）

※ 別途、必要資料を求めることがあります。（提出方法は別途指示）

## 11 補助金の支払い

実績報告書及びその他の提出書類を審査し、補助金額を確定した上で、精算払により補助金を支払います。

# 第7 財産の管理等

## 1 財産の管理

補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

また、補助事業者は、取得財産等について、要綱別記様式第9号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければなりません。

知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を知事に納付させることがあります。

## 2 財産の処分の制限

取得財産等のうち、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）第22条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上（税抜）の機械、器具、備品及びその他の財産とします。

また、規則第22条ただし書の規定による期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めるとおりです。

補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された財産を処分しようとするときは、あらかじめ要綱別記様式第10号による財産処分承認申請書を知事に提出し、

その承認を受けなければなりません。

## 第8 その他

### 1 交付申請書等の作成について

申請書類の作成に際しては、要綱で定める様式を使用するものとし、文字色は黒とします。  
添付資料は、既存のものを活用することも可能とします。

また、提出された申請書類等の内容に関して、県より電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。なお、追加資料の提出を求めても、県が定める期日までに提出がない場合は、補助対象外とすることがあります。

### 2 交付申請書等の作成経費について

本補助事業の申請に当たって要した交付申請書等の作成経費は、補助事業者の選定の可否を問わず、一切支給しません。

### 3 提出された申請書類等の取扱いについて

実績報告書及び県の調査に対する報告の内容については、県内の建設業者における生産性向上促進の取組に向けて、県の広報活動（広報紙、ホームページ、SNS等）において活用する場合があります。

ただし、申請書類等の機密情報については、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づく開示請求があった場合を除き、本補助事業実施のためにのみ使用することとします。

## 4 注意事項

#### (1) 県の調査

県は必要に応じて補助金に係る調査（書面・立入等）を行うことがあります。この場合、補助事業者に対しても、調査への協力を義務付けるものとします。

#### (2) 経理文書等の保存

補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿及び支出証拠書類を整備し、本補助事業が完了した日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日まで、保存しなければなりません。

#### (3) 確定検査等への協力について

補助事業者は、実績報告書に基づき県が行う確定検査に応じなければなりません。

また、本補助事業終了後、補助事業の成果等を確認するため、県が行う調査に3年間協力していただきます。

なお、本検査等に御協力いただくことを前提に補助金を交付しますので、御協力をいただけない場合は、補助金の返還を求める場合があります。

#### (4) 補助金の返還等

虚偽申請・不正受給等が認められる場合は、補助金を返還していただくとともに、広島県の入札参加資格の指名除外の措置を行うことがあります。

また、会社名、不正等事案の内容等を公表します。